

第5期第10回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年4月26日(火) 午後4時00分から午後4時35分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室

3. 出席委員 ○(25名)

4. 欠席委員 △(0名)

1番	中澤 浩	○	11番	前田 良紀	○	21番	青木 茂美	○
2番	星 力	○	12番	平島 道弘	○	22番	紀藤 文秀	○
3番	佐田 正彦	○	13番	佐々木 保成	○	23番	宮田 広幸	○
4番	石崎 代里子	○	14番	新沼 芳隆	○	24番	藤江 政利	○
5番	森山 幸治	○	15番	綱木 信照	○	25番	中島 勝美	○
6番	永田 寿明	○	16番	内海 卓	○			
7番	藤岡 健人	○	17番	柴田 文広	○			
8番	伊藤 正人	○	18番	池本 茂	○			
9番	貞廣 賢治	○	19番	佐々木 諭	○			
10番	土田 泰弘	○	20番	小野寺 眞一	○			

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 地区委員会の結果に関する件

第4 報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う諮問結果に関する件

第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第7 報告第5号 人事異動の発令に関する件

第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第11 議案第4号 農地移動適正化あっせんに関する件

第12 議案第5号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁一事務局長 大友 三成、主任 大捕 悠生

穂別支局一支部長 藤江 伸、主査 藤野 真穂

7. 会議の概要

事務局 長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	本日の出席委員は25名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第5期第10回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、21番・青木 茂美委員、22番・紀藤文秀委員の両名を指名したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案5件の合わせて10件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えます。 日程第3 報告第1号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 任	【報告第1号、朗読及び説明】 4月につきましては、議案に記載のとおり、川東地区委員会を4月8日に開催しております。利用集積計画の利用権設定7件について審議した結果、いずれも適当と判定をさせていただきます。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。 日程第4 報告第2号「農地法第4条の規定による許可申請に伴う諮問結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 任	【報告第2号、朗読及び説明】 2月の総会でご承認いただきました、田浦の●●さんの農業用施設の建築、田浦の●●さん及び二宮の●●さんの農家用住宅を建築する4条転用の案件でございますが、議決後、北海道農業会議に諮問していたところでございます。その諮問結果でございますが、3ページ以降にありますとおり、許可相当である旨の答申がありそれぞれ許可をし

主 任	ましたのでご報告申し上げます。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。報告第２号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問意見がありませんので、報告第２号は承認することに決定いたします。 日程第５ 報告第３号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【報告第３号、朗読及び説明】 先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。 ４月４日にあっせんを行いましたが無調。むかわ町農地移動適正化あっせん事業実施要綱第３章第４の２の(１)に基づき、不成立によりあっせんを打ち切りました事をご報告いたします。 なお、当該あっせんにおけます今後の取り扱いにつきましては、議案第４号にてお諮り申し上げますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。
議 長	ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。
あっせん委員長 (５番)	４月４日にあっせんを行いましたので、報告いたします。 あっせん委員が現地確認を行い、示したあっせん価格と、申出者の希望価格に相当額の乖離があったと思われ、協議の途中、申出者から当該あっせんの辞退の申し入れがありました。相手側からは、あっせん委員が現地確認して示したあっせん価格に異論はありませんでした。 両者と再確認した結果、相手側は、申出者からの辞退を受け入れることとし、あっせん不成立となったものです。よって、むかわ町農地移動適正化あっせん事業実施要綱第３章第４の２(１)に基づき、当該あっせんを打ち切るものとなりました。以上です。
議 長	ありがとうございます。報告第３号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問意見がありませんので、報告第３号は承認することに決定いたします。 日程第６ 報告第４号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 任	【報告第４号、朗読及び説明】 ９ページ・１０ページに申出書の写しを添付してございます。 記載の農地は２月総会でご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移っておりますが、売買代金の支払いが完了したことから、５年後の売り渡しまでの期間の利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。この申し出

主 任	に基づき、町は集積計画を作成しております。 計画の内容につきましては、議案第 3 号にてご説明申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。報告第 4 号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問意見がありませんので、報告第 4 号は承認することに決定いたします。 日程第 7 報告第 5 号「人事異動の発令に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 任	【報告第 5 号、朗読及び説明】 4 月 1 日付け人事異動の発令が行われ、田所隆局長につきましては、町長部局に向し、穂別総合支所地域振興課長として異動しております。 また、大友三成局長は、田所局長の後任として、監査事務局から異動してきております。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。報告第 5 号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問意見がありませんので、報告第 5 号は承認することに決定いたします。 日程第 8 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
主 査	【議案第 1 号、朗読及び説明】 1 番の●●さんですが、当該隣接地で既に耕作しております、親戚である●●さんへ賃貸する案件です。申請地では今後、南瓜や長芋を作付けする予定です。 2 番の●●さんは、昨年まで●●さんの奥様が当該地の一部にて自家蔬菜を作っておりましたが、高齢により今後の作付けを断念当該地とは別に●●さん所有農地を賃貸しております●●さんへ相談され、合意に至った案件です。申請地では今後、牧草を作付ける計画です。 3 番・4 番共に被設定人である●●さんの経営規模拡大に伴い、賃貸する案件です。 ●●さんの当該地ですが、高齢により作付け面積を減らしたいと一部農作業受委託をしております●●さんへ相談また、●●さんの当該地につきましては、高齢により今後の作付けを断念、荒廃農地化を心配し、以前、別の所有農地をあっせんされた際に相手方となった●●さんに相談、この度、両者の当該地も●●さんが賃借される運びとなったものです。申請地では今後、南瓜を作付ける計画です。 以上 4 件、いずれの農地につきましても、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 1 4 ページから 2 1 ページまで、図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のう

主	査	え、ご審議ご決定下さいますようよろしくお願いいたします。
議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
2 2	番	現地を確認してきましたので、報告いたします。 申請地はこれまでも、利用集積により他の担い手により、適正かつ効率的に耕作されてきております。借り手であります●●さんの経営地につきましても、いずれも適正に耕作・管理されておりますので、賃貸後も今までと同様に適切に管理されるものと判断いたします。また、南瓜や長芋などを作付ける計画とのことですので、周辺の農地への影響もないと判断いたします。以上です。
7	番	現地を確認してきましたので、報告いたします。 借り手であります●●さんは、認定農業者であり、地域でも積極的に農業されております担い手です。所有しております他の圃場も、適正かつ効率的に耕作されており、当該地についても同様に管理していただけるものと判断いたします。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。 日程第9 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。なお、本案件中、●●委員が転用者となっており、●●委員の議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いします。
主	任	【議案第2号、朗読及び説明】 本議案内容を説明する前に、農地法等の改正に伴い、許可面積や北海道農業会議への諮問の取り扱いが変更となっておりますので、本日お配りしております別紙にてご説明

主	任	をしたいと思います。 これまで、4条転用・5条転用については、町での許可面積は2haまで、カッコ書きしておりますが、2～4haまでは道知事、それを超えれば国の案件となっており、さらに、内容や面積に関わらず北海道農業会議への諮問をし、答申を受けてから許可という流れでした。平成28年4月1日から、権限移譲の内容が変更となり、町での取り扱いが4haまで、4haを超えるものについては道知事案件となっております。 農業会議への諮問・答申につきましては、意見聴取・回答へと変わり、さらに法律上では30a以下の転用許可については、農業会議への意見聴取は任意事項となっております。 農業会議は去る3月8日行われた第80回総会にて、この30a以下の転用案件について協議し、申し合わせ事項として下段にあります3点については意見聴取の対象から除外をできるものとする事で決定しております。その3点を読み上げます。(1) 転用の目的が農業用施設・農産物処理加工施設・または農畜産物販売施設である案件。(2) 第1種農地・甲種農地・第2種農地において転用の目的が農家住宅である案件。(3) 第3種農地を転用する案件。この3点に当てはまる転用案件があった場合は、申し合わせ事項に照らし、町農業委員会においても、意見聴取をしないで総会での審議において許可・不許可の決定をしていくこととなりますのでご理解をお願いします。 それでは、23ページからの議案説明に入ります。 1番は●●さん、2番は●●委員がそれぞれ農業用施設を建築する案件でございます。いずれも、申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可でございますが、本件は、例外許可事由である農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用であります。 また、本件は、申請者が営農上必要とする農業用施設の建築及び作業スペース、通路等を整備する計画でありますので、農地の区分と転用目的は特に問題ないと考えます。 また、どちらの案件も30a以下の転用面積で農業用施設の建築のため北海道農業会議の申し合わせ事項により意見聴取の不要案件となっております。 24ページから32ページまで、それぞれの現況地目図・配置図・建物図面・調査表を添付しておりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
13	番	1番について現地を確認してきましたので、報告いたします。 本申請は、作業効率をよくするため、農業用施設及び通路、作業場を整備する計画です。申請地は、●●さんの住宅及び既存の農業用施設などと隣接しており、近隣の農地とも接していませんので、周辺農地に与える影響はないものと認められ、転用目的、転用面積等も、特に問題はないと判断します。以上です。
21	番	二宮地区の案件でございますが、●●委員が当事者であり、代わって現地を確認してまいりましたので、報告いたします。 申請は、作業効率をよくするため農業用施設及び通路、作業場を整備する計画です。 申請地は、住宅の道路向かいにあり、近隣の農地とは接していませんので、周辺農地に与える影響はないものと認められ、転用目的、転用面積等も、特に問題はないと判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
日程第10 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主任 【議案第3号、利用権設定関係、朗読及び説明】
34ページから、利用権設定7件です。
1番は期間満了による更新です。
2番・3番・4番については、報告第4号でご報告いたしましたとおり、所有権が北海道農業公社に移った農地を5年後の購入予定者である、●●さん、●●さん、●●さんへそれぞれ賃貸するものです。
5番については、●●さんが離農することに伴い、農地中間管理機構に賃貸をするものです。
6番・7番については、昨年の農地利用状況調査でA判定とした農地ですが、その後の農地利用意向調査でそれぞれ所有者より賃貸の意向があり●●さんに利用権を設定するものです。
以上、利用権設定7件16筆でございますが、この計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
36ページから42ページまで図面を添付しておりますので、ご確認のうえご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。
日程第11 議案第4号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。

議	長	事務局議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第４号、朗読及び説明】 先程、報告第３号において説明させていただきました当該あっせんではありますが、むかわ町農地移動適正化あっせん事業実施要綱第３章第５の１により、あっせんを打ち切った旨の報告を受けたときは、新たなあっせん相手方を選定してあっせんを行うか、又はあっせんをしないこととするかを決定することとなっております。 先の森山あっせん委員長からの報告でもありましたとおり、当該あっせんの打ち切り理由の一つの要因として、申出者からの当該あっせん辞退の申し入れがあったとされておりますので、新たなあっせんの相手方は選定せず、今後の取り扱いにつきましては、あっせんをしないこととする。とすることにつきまして、ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。
		(質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第４号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第４号は原案どおり決定いたします。 日程第１２ 議案第５号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
議	長	【議案第５号、朗読及び説明】 ４６ページになります。 本件につきましては、願出人であります●●さんが、願出地を含む隣接する宅地等の所有権移転に向け、公簿地目変更登記を行いたいとのことにより、現況証明書の発給を申請されたものです。
事 務 局 長		申請地は、平成５５年に申請者が相続を受けておりますが、既に周辺の山林や原野等と一体化しており、農地として利用されていなく、４月１１日に、委員３名と事務局にて現地調査を行いました。今後、農地としての利用は困難と判断し農地採草放牧地以外と確認をしております。 ４７ページの図面をご確認の上、ご審議ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。
議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
１ ７	番	現地を確認してきましたので報告します。

17	番	申請地は、現在の所有者が相続を受けてからは耕作をしておらず、現地を確認したところ雑木も密集している部分や、すでに雑種地化しているところもあり、農地としての利用価値は極めて低く、今後農地として利用することは難しいと判断し「農地・採草放牧地以外」と判断しております。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の第11回の総会の開催日は、5月16日に召集いたしますので、よろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。